

「HIROCA（ヒロカ）」電子マネー 会員規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社広島銀行（以下「当行」という。）が発行する「HIROCA電子マネー」の利用条件について、規定するものであり、会員がHIROCA（ヒロカ）カードを使用してHIROCA電子マネーを利用するにあたり本規約が適用されます。

なお、HIROCA電子マネーサービスに付随または関連して当行またはHIROCA加盟店が提供するサービスについては、本規約と併せて当行またはHIROCA加盟店が別に定める規約が適用されます。

第2条（定義）

本規約における次の用語は、次号のとおり定義するものとします。

- 1 HIROCA電子マネーとは、当行が発行し、当行サーバー内に記録される、前払式支払手段による金銭的価値を証するものをいいます。
- 2 HIROCA電子マネーサービスとは、会員がHIROCA加盟店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下、「商品等」という。）の対価の全部または一部の支払として、当行所定の方法によりHIROCAカードにチャージされたHIROCA電子マネーを利用することで、HIROCA加盟店から商品等の購入または、提供を受けることができるサービスをいいます。
- 3 HIROCA機能とは、HIROCA電子マネーサービスを受けられる機能のことをいいます。
- 4 HIROCAカードとは、会員がHIROCA電子マネーを管理および利用するためのカードで、HIROCA機能が付帯され、また本規約末尾に記載されているHIROCAマークの付された証票をいいます。
- 5 会員とは、当行所定の入会申込書等において本規約を承認のうえHIROCA電子マネーサービスの入会を申し込まれた個人の方で、当行が入会を認めて会員番号を付与した方をいいます。
- 6 HIROCA加盟店とは、当行または当行と提携している会社とHIROCA電子マネー加盟店契約を締結し、HIROCA電子マネーサービスの利用により、会員に商品等の販売または提供を行うものをいいます。
- 7 チャージとは、会員が、当行指定の方法により、HIROCAカードにH

IROCA電子マネーを加算することをいいます。

- 8 HIROCA残高とは、会員が利用可能なHIROCA電子マネーの量をいいます。
- 9 利用端末とは、HIROCA加盟店またはHIROCA加盟店の指定する場所に設置された、HIROCA電子マネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。

第3条（HIROCA カードの貸与）

- 1 当行は、会員本人にHIROCAカードを貸与します。
会員は、カードを貸与されたときは、善良なる管理者の注意をもってHIROCAカードを使用・管理しなければなりません。
- 2 HIROCAカードの所有権は、当行にあります。カード券面記載の会員本人のみが使用できるものとし、他人に貸与、譲渡、担保提供をすることはできません。
- 3 会員は、会員が当行に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更のあった場合には、当行所定の方法により当行に届け出なければなりません。

第4条（不正使用等の禁止）

会員はHIROCAカードおよびHIROCAカードに内蔵されているICチップの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第5条（チャージ）

- 1 会員は、現金によるチャージ、〈ひろぎん〉バリューワンによるクレジットチャージ、その他当行所定の方法により当行所定の金額単位でチャージすることができます。
- 2 会員は一枚のカードに対し5万円を上限としてチャージができます。

第6条（HIROCA電子マネーサービスの利用）

- 1 会員は、HIROCA加盟店でHIROCA電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他当行またはHIROCA加盟店が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- 2 会員がHIROCA加盟店でHIROCA電子マネーサービスを利用して

商品等の購入または提供を受ける場合、HIROCA残高から商品購入または提供額合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の、対価の支払いがなされたものとします。

- 3 会員は、HIROCA加盟店において、商品等の購入または提供を受ける場合、当行またはHIROCA加盟店の定める方法により、現金その他の支払方法とHIROCA電子マネーを併用することができるものとします。HIROCA残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当行またはHIROCA加盟店が定める方法により、支払うものとします。
- 4 会員がHIROCA加盟店において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるHIROCAカードの枚数は、HIROCA加盟店により異なります。
- 5 会員は、HIROCA電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるHIROCA残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でHIROCA加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該HIROCA残高について誤りがないことを確認したものとします

第7条（HIROCA残高の確認）

- 1 HIROCA残高は、HIROCA電子マネーサービス利用時のレシート、HIROCA会員モバイルサイト（携帯サイト）、本条項末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会することができるものとします。
- 2 最後にHIROCA電子マネーサービスを利用した日および最後にチャージした日は、本条項末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会することができるものとします。
- 3 HIROCAの利用履歴は、当行所定の方法により確認できるものとします。

第8条（HIROCA電子マネーの合算）

会員は、当行が認めた場合を除き、HIROCA電子マネーを他のHIROCAカードに移行し、合算することはできないものとします。

第9条（HIROCAカード発行手数料）

- 1 会員は、カードの発行に伴い当行所定の発行手数料を支払うものとします。

- 2 当行は、理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。

第10条（HIROCA電子マネーサービスの利用ができない場合）

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、HIROCA電子マネーサービスを利用すること、ならびにHIROCA残高の照会をすることができません。

- 1 HIROCA電子マネーサービスシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- 2 HIROCAカードの破損、またはHIROCA加盟店の機器の故障、停電その他の事由による使用不能の場合。
- 3 その他やむを得ない事由のある場合。

第11条（退会および会員資格の喪失）

- 1 会員は、HIROCA電子マネーサービスを当行所定の方法により退会することができます。この場合、当行所定の期間が経過したときに、会員資格が喪失され、HIROCA電子マネーサービスの利用ができなくなります。
- 2 会員が次のいずれかに該当する場合、当行の判断により本契約を解除し会員資格を取消することができるものとします。この場合、当行は、事前の通知催告を要せず、会員によるHIROCA電子マネーの利用を直ちに中止させ、HIROCA残高をゼロとすることができます。
 - (1) HIROCAカードまたはHIROCA電子マネーを偽造、または変造もしくは改ざんした場合。
 - (2) HIROCAカードまたはHIROCA電子マネーを不正に使用・利用した場合。
 - (3) 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当行に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます）。
 - (4) 差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けた場合、破産手続開始、民事再生手続開始、当行との融資取引において期限の利益を喪失した場合等、会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。
 - (5) 申込書に記載した当行指定口座を解約した場合。

(6) 第 17 条に該当することが判明した場合。

(7) その他、会員が本規約に違反した場合。

- 3 会員がHIROCAカード利用可能エリア外へ転居する等、やむを得ない事由によりHIROCA電子マネーサービス解約を当行窓口に出して、当行がそれを受理した場合、HIROCA電子マネーサービス解約手続きを行い、その時点のチャージ残高を指定口座に返却するものとします。
- 4 会員が死亡した場合には、会員資格は喪失され、本契約は終了するものとします。この場合、HIROCA残高については当行所定の相続手続きを行った場合を除き、残高はゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。
- 5 前項の場合、会員であった者の相続人等は、当行の指示に従い、HIROCAカードを返還するものとします。

第 12 条（換金、質入等担保権設定の禁止）

第 11 条第 3 項及び、第 19 条第 2 項の場合を除き、HIROCA電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。また、HIROCAカードの譲渡・貸与または同カードへの質権等担保権の設定はできないものとします。

第 13 条（HIROCAカードの破損・汚損時の再発行等）

- 1 当行は、HIROCAカードの破損・汚損等の理由により会員がHIROCAカードの再発行を希望し、当行がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等したHIROCAカードと引き換えに新しいHIROCAカードを再発行します。この場合、会員に、第 9 条に定める発行手数料をお支払いいただきます。なお、再発行したHIROCAカードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
- 2 前項によりHIROCAカードが再発行された場合、当行所定の方法で確認されたHIROCA残高が、再発行されたHIROCAカードに、当行所定の期間経過後引き継がれるものとします。

第 14 条（HIROCAカード喪失時の再発行等）

- 1 当行は、会員から紛失・盗難等によりHIROCAカードを喪失した場合、当該HIROCAカードについて、使用停止の措置（以下「使用停止措置」といいます。）をとるものとします。

- 2 当行は、第三者からHIROCAカードを拾得した旨の届け出があった場合、当該HIROCAカードについて、使用停止措置をとることができます。
- 3 前二項の場合、会員は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。
- 4 当行は、会員が紛失・盗難等によりHIROCAカードを喪失した場合、会員がHIROCAカードの再発行を希望し、当行がこれを認めた場合に限り、HIROCAカードを再発行します。この場合、会員は第 9 条に定める発行手数料を支払いいただきます。なお、再発行したHIROCAカードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
- 5 前項によりカードが再発行された場合、当行によるHIROCAカードの使用停止措置が完了した時点のHIROCA残高が再発行されたHIROCAカードに引き継がれるものとします。
- 6 会員は会員がHIROCAカードの紛失・盗難等を申し出てから当行による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、HIROCA残高を第三者により利用された場合、または、その他会員になんらかの損害が生じた場合でも、当行は一切の責任を負いません。
- 7 HIROCAカードの再発行後、会員が喪失したHIROCAカードを発見した場合、会員は、発見したHIROCAカードを遅滞なく当行に返還するものとします。

第 15 条（HIROCA加盟店との紛議）

- 1 会員が、HIROCA電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等については、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員とHIROCA加盟店との間で解決するものとします。
- 2 前項の場合においても、会員は、当行および当該HIROCA加盟店に対し、HIROCA電子マネーの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

第 16 条（個人情報の収集・利用）

会員（本条においては、HIROCA電子マネーサービスの入会申込をしようとする方を含みます。）は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申込時および入会後に当行に届け出た事項およびHIROCA電子マネーサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当行の定める「個人情報保護宣言」等に記載した

利用目的および共同利用の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意します。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

1 会員（本条においてはHIROCA電子マネーサービスの入会申込しようとする方を含みます。）には、以下の各号が適用されます。

(1) 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤その他前記①から④に準ずる行為

(3) 会員が暴力団員等もしくは、(1)各号のいずれかに該当し、もしくは(2)各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、会員は、当行の催告を要することなく、当行からの請求によって、(4)に記載の取引が解約されても異議を申しません。

(4) HIROCA電子マネー、総合口座取引、普通預金取引、貯蓄預金取引、通知預金取引、各種定期預金取引、財形預金取引、譲渡性預金取引、納税準備預金取引、非居住者円預金取引、その他全預金取引、貸金庫取引、外貨預金取引、プレミアム・プラス、投資信託取引、公共債取引、HBTラスト、その他の銀行取引（上記各取引に付随する各種取引・サービスを含む）

(5) (3)の規定の適用により、会員に損害が生じた場合にも、当行になんらの請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、会員がその責任を負います。

第 18 条（規約の変更）

当行は、当行ホームページへの掲載等当行所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで本規約を変更することができ、告知後1ヶ月経過した日より変更の効力が発生し、以後会員は変更後規約に従うものとします。また、当該告知後、会員がチャージ、HIROCA電子マネーサービスを利用した商品等の購入、HIROCA残高の確認を行った場合には、当行は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第 19 条（HIROCA電子マネーサービスの終了）

1 当行は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当行ホームページへの掲載等当行所定の方法で周知することにより、HIROCA電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。

- (1) 社会情勢の変化。
- (2) 法令の改廃。
- (3) その他当行のやむを得ない都合による場合。

2 前項の場合、会員は当行の定める方法により、HIROCA残高に相当する現金の払戻しを当行に求めることができるものとします。ただし、当行が前項の周知を行ってから2年経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなします。

第 20 条（制限責任）

第 10 条および第 11 条に定める事由またはその他の事由により、会員がHIROCA電子マネーサービスを利用することができないことにより、会員に生じた不利益または損害については、当行は責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当行の故意または重過

失による場合を除きます。

第 21 条（通知の到達）

当行が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当行は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を送信すればよいものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第 22 条（業務委託）

当行は、本規約に基づくHIROCA電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 23 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引に関して、当行との間に紛争が生じた場合には、当行の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 24 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、全て日本法とします。

【HIROCAカードに付されるHIROCAマーク】



【お問い合わせ・ご相談窓口】

- 1 HIROCA電子マネーに関するご質問またはご相談は下記の連絡先までご連絡ください。

広島銀行ダイレクトマーケティングセンター

0120-038-238 平日 9:00～21:00
土日祝 9:00～17:00

- 2 個人情報の開示・訂正・削除に関するお問い合わせや、その他のご意見の申出等に関しましては、下記までご連絡ください。

広島銀行お客様相談室

082-247-5151 平日 9:00～17:00
(土日祝休日、および大晦日・正月3が日は除く)